

仕様書番号：E7-5

日付：令和7年 1月 14日

# 水 質 検 査

総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	施設管理主任	管財係	営繕係	給排水係長	作成者
								

システム通信・サイバー学校

## 仕 様 書

- 1 件 名：水質検査
- 2 場 所：神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
- 3 期 間：令和7年4月1日から翌年3月31日の間
- 4 概 要

厚生労働省令「水質基準に関する省令」に基づく、陸上自衛隊久里浜駐屯地における水道水の水質検査

## 5 検査方法

「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号）の通りに実施し、水道法のほかに関係法令等を遵守する。

## 6 検査項目等

検査名称	検査項目数	実 施 月														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎月検査	別紙で示した9項目	●		●	●		●	●		●	●		●	●		●
四半期検査	別紙で示した23項目		●			●									●	
年1回検査	別紙で示した51項目										●					

※検査項目や各物質の検査基準については別紙による。

## 7 請負者

水質検査を実施する者は、水道法第20条に基づき水質検査機関登録簿（環境省HP：令和6年4月1日時点、国土交通省：令和5年10月1日時点）に登録されている事。

## 8 検査実施

- (1) 検体の採取は官側、搬出は請負者が行い、日程については実施する前月に官側と請負者との相互調整（電話可）により決める。
- (2) 検査用採取容器については、請負者が準備し官側へ引き渡す。

## 9 検査結果

検査結果報告の様式は随意（会社の規定のものでも可）とし、結果が出次第、速やかに官側へ提出する。なお、検査結果で問題が起きた場合は、官側へ速報（電話可）すること。

令和7年度水質検査（水道水）計画表

No	項目	区分	基準値	検査実施予定月												
				※表内の●印は実施を表す												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	微生物	100 集落/㎖ 以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	大腸菌		検出されないこと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物	重金属	0.003 mg/l 以下								●					
4	水銀及びその化合物		0.0005 mg/l 以下								●					
5	セレン及びその化合物		0.01 mg/l 以下									●				
6	鉛及びその化合物		0.01 mg/l 以下									●				
7	トウモロコシ及びその化合物		0.01 mg/l 以下									●				
8	六価クロム化合物		0.05 mg/l 以下									●				
9	亜硝酸態窒素		0.04 mg/l 以下		●			●				●				●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	無機物質	0.01 mg/l 以下		●			●			●				●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1.0 mg/l 以下		●			●			●				●	
12	フッ素及びその化合物		0.8 mg/l 以下									●				
13	ホウ素及びその化合物		1.0 mg/l 以下									●				
14	四塩化炭素		0.002 mg/l 以下									●				
15	1・4-ジオキサン		0.05 mg/l 以下									●				
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン		0.04 mg/l 以下									●				
17	ジクロロメタン	一般有機化学物質	0.02 mg/l 以下								●					
18	テトラクロロエチレン		0.01 mg/l 以下								●					
19	トリクロロエチレン		0.01 mg/l 以下								●					
20	ベンゼン		0.01 mg/l 以下								●					
21	塩素酸		0.6 mg/l 以下		●			●				●				●
22	クロロ酢酸		0.02 mg/l 以下		●			●				●				●
23	クロロホルム		0.06 mg/l 以下		●			●				●				●
24	ジクロロ酢酸		0.03 mg/l 以下		●			●				●				●
25	ジブロモクロロメタン		0.1 mg/l 以下		●			●				●				●
26	臭素酸		0.01 mg/l 以下		●			●				●				●
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下		●			●				●				●	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下		●			●				●				●	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下		●			●				●				●	
30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下		●			●				●				●	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下		●			●				●				●	
32	亜鉛及びその化合物	色	1.0 mg/l 以下								●					
33	アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/l 以下								●					
34	鉄及びその化合物		0.3 mg/l 以下								●					
35	銅及びその化合物		1.0 mg/l 以下								●					
36	ナトリウム及びその化合物	味覚	200 mg/l 以下								●					
37	マンガン及びその化合物	色	0.05 mg/l 以下								●					
38	塩化物イオン	味覚	200 mg/l 以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
39	カルシウム、マグネシウム等		300 mg/l 以下									●				
40	蒸発残留物		500 mg/l 以下									●				
41	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2 mg/l 以下								●					
42	ジエオスミン	臭い	0.00001 mg/l 以下								●					
43	2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/l 以下									●				
44	非イオン界面活性剤	発泡	0.02 mg/l 以下								●					
45	フェノール類	臭い	0.005 mg/l 以下								●					
46	有機物（全有機炭素（TOC））	味覚	3 mg/l 以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
47	pH値	基礎的性状	5.8以上 8.6以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
48	味		異常でないこと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気		異常でないこと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度		5度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度		2度以下	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日 厚生労働省令第101号）による。